

## ADR の詳細

### 調停の担当者

弁護士、元裁判官、元家庭裁判所調査官、長年家事調停に携わった経験者が調停人となり、男女二人で担当します。 外国語に対応できる調停人もいます。

### 調停を行う時間

土曜・日曜・祝日・夜間（20時まで）を含め、ご希望に沿った時間帯での開催に応じます。

又、期間をあけずに次回調停を設定することが可能です。

1回の調停時間は、概ね2時間を予定しています。

### 調停を行う場所

公益社団法人 家庭問題情報センター 東京ファミリー相談室  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋 KT ビル 10 階

### 調停成立時

調停合意書を作成し、双方に1通ずつお渡しします。（無料）

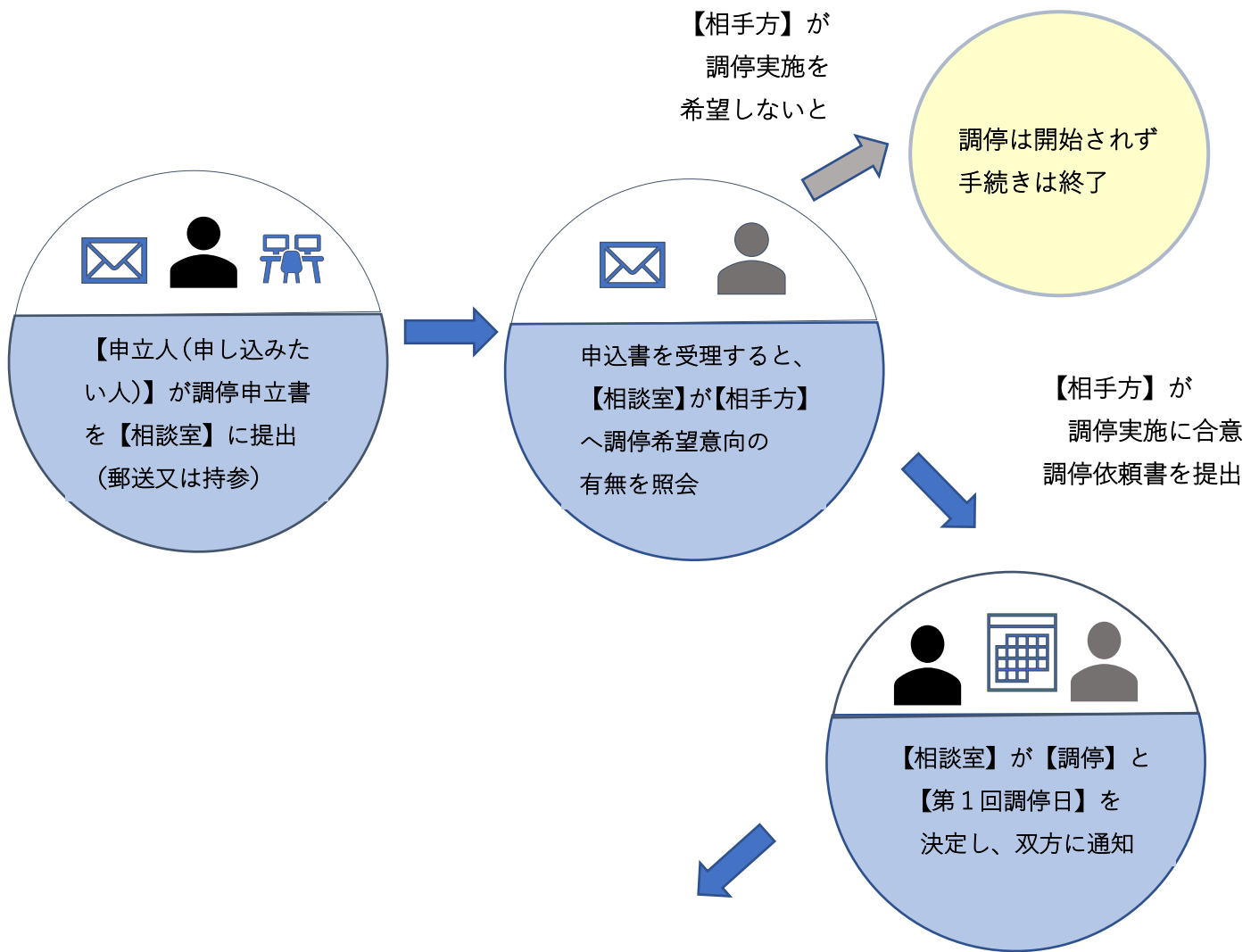
### 費用

申込時に双方各 3,000 円、調停期日ごとに双方各 10,000 円

### 申込受付時間

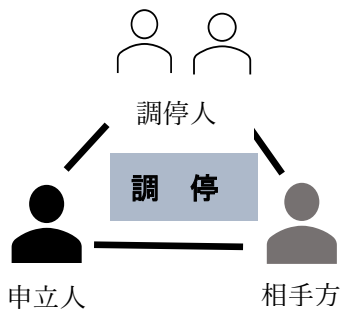
月曜から金曜日 10時から17時まで

# 申請～調停までの流れ



## 調停実施

### 第1回調停開始



- ・原則として【申立人】・【相手方】が同席した状態で進行
- ・1回の調停は2時間程度を予定
- ・当事者はいつでも調停をやめることができます。

双方が調停継続を希望



当事者が調停継続を希望せず



【調停人】が「合意に見込みなし」と判断





**調停合意書作成**

合意が形成されると

**【調停合意書】を作成**

- ・【申立人】と【相手方】と【調停人】が署名押印
- ・【申立人】と【相手方】それぞれに1通無料交付
- ・1通は相談室で10年間保存

